

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年9月7日

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長

大野木 和敏

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している極軌道気象衛星受信装置（以下、「本装置」という。）を点検調整するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

（1）業務名 極軌道気象衛星受信装置の点検調整

（2）業務内容 気象衛星センター（以下、「当センター」という。）に設置している極軌道気象衛星受信装置の機能及び性能を維持するための点検調整を実施する。

（3）履行期限 令和3年3月18日

3 業務目的

当センターに設置してある本装置は、極軌道気象衛星であるNOAA衛星、NPP衛星、Metop衛星の観測データの直接受信及び、受信装置全体の監視・制御を行う機能を有し、当センター計算機システムに当該データを配信するものである。本業務は、本装置を構成する機器の機能・性能の維持を図り、また本装置で動作するソフトウェアを必要に応じて更新し、本装置の安定運用を確保することを目的とする。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、参加意思確認書提出時までには正を完了している者を除く。）
- ⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（参加意思確認書提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

（2）技術力に関する要件

本装置は、極軌道気象衛星の観測データの受信・配信を行う重要システムであることを理解し、これら業務に支障を与えないように作業を行う技術力を有すること。

（3）守秘性に関する要件

- ① 当センターから提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当センターから提供された資料は監督職員の許可を得ずに複製及び庁舎外への持ち出しをしてはならない。
- ③ 当センターの許可を受けた場合を除き、本業務に関する資料を他に流用してはならない。
- ④ 当センターの許可を受けた場合を除き、本業務で知り得た情報の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

（4）業務執行体制に関する要件

- ① 本業務を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、当センターの業務等に支障を与えないこと。
- ③ 電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- ④ 本業務を実施する技術者は、本業務における作業を行うために必要な経験を有すること。

（5）業務実績に関する要件

衛星受信装置の点検調整業務の実績があること。

（6）その他必要と認める要件

- ① 本業務に起因する故障、不具合等の障害が生じた場合は、受注者の責任において無償で直ちに修復すること。
- ② 本装置で動作するソフトウェアに関わる知的財産権等を利用できる権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-0012

東京都清瀬市中清戸 3-235

気象衛星センター総務部会計課用度係

電話 042-493-4964 F A X 042-491-4701

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年9月7日から令和2年9月28日まで (1) に同じ。

なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体（CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW のいずれか）を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年9月29日17:00まで (1) に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない者でも5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。